

第4次多摩市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習社会の実現と総合的な生涯学習を推進する施策の指針として、多摩市総合計画に基づく第4次多摩市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、第4次多摩市生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を多摩市生涯学習推進本部設置要綱（平成4年多摩市告示第157号）に基づき設置する多摩市生涯学習推進本部に報告する。

- (1) 推進計画案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者（以下「委員」という。）11人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 多摩市学びあい育ちあい推進審議会条例（平成23年多摩市条例第29号）第3条に規定する委員 2人以内
- (3) 多摩市内において生涯学習に係る活動を行う者 4人以内
- (4) 教育に関する法人又は組織に属する者 1人以内
- (5) 公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、くらしと文化部文化・市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。